



下田地区消防組合規則第2号

下田地区消防組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

下田地区消防組合
管理者 下田市長

下田地区消防組合規則第2号

下田地区消防組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

下田地区消防組合職員の給与に関する規則（平成25年下田地区消防組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の見出し及び1条を加える。

（扶養手当の支給）

第20条の2 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

（1）新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第8条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日の属する月の翌月、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日の属する月、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（1）扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

（2）扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの

の一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子でなかった者が当該期間にある子となった場合

4 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第21条の見出しを削り、同条第1項中「条例第10条第1項」を「第20条の2第1項」に改める。

第22条第2号中「条例第10条」を「前条」に改める。

第34条中「交通機関等」の次に「(条例第12条第3項に規定する新幹線鉄道等(以下「新幹線鉄道等」という。)以外の交通機関等をいう。以下同じ。)」を加える。

第35条第1項中「運賃等相当額」の次に「(第38条第号において「運賃相当額」という。)」を加え、同項第1号中「12条第3項」を「第12条第6項」に改める。

第37条に次のただし書を加える。

ただし、職員が研修、休業等の事情により月の1日から末日までの期間に通勤しない日数が生じるときの額は、管理者が別に定める。

第37条第1号を次のように改める。

- (1) 自動車の片道の使用距離に基づく金額

距離		毎日勤務者	交替制勤務者
2キロメートル以上	3キロメートル未満	2,200円	1,320円
3キロメートル以上	4キロメートル未満	3,300円	1,980円
4キロメートル以上	5キロメートル未満	4,400円	2,640円
5キロメートル以上	6キロメートル未満	5,500円	3,300円
6キロメートル以上	7キロメートル未満	6,600円	3,960円
7キロメートル以上	8キロメートル未満	7,700円	4,620円
8キロメートル以上	9キロメートル未満	8,800円	5,280円
9キロメートル以上	10キロメートル未満	9,900円	5,940円
10キロメートル以上	12キロメートル未満	11,000円	6,600円
12キロメートル以上	14キロメートル未満	13,200円	7,920円
14キロメートル以上	16キロメートル未満	15,400円	9,240円
16キロメートル以上	18キロメートル未満	17,600円	10,560円
18キロメートル以上	20キロメートル未満	19,800円	11,880円
20キロメートル以上	23キロメートル未満	21,000円	12,600円
23キロメートル以上	26キロメートル未満	23,000円	13,800円
26キロメートル以上	29キロメートル未満	25,000円	15,000円
29キロメートル以上	32キロメートル未満	27,000円	16,200円
32キロメートル以上	35キロメートル未満	29,000円	17,400円
35キロメートル以上		31,000円	18,600円

第38条第2号中「1月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては）」に改め、同条の次に次の3条並びに見出し及び2条を加える。

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第38条の2 条例第12条第3項の規則で定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第38条の3 条例第12条第3項の規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

（1） 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

（2） 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 条例第12条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

（3） 前2号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（給料表の適用の直前の住居に相当する住居）

第38条の4 条例第12条第4項の規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

（1） 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

（2） 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居

後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第12条第4項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(権衡職員等の範囲)

第38条の5 条例第12条第4項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものとする。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）となった者のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者

(2) 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第38条の6 条例第12条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

(1) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤する

ものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。)

- (2) 職員又は配偶者の父母(介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。)の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。)

第39条第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に掲げる」に改め、同条第4項中「第12条第3項」を「第12条第6項」に、「次の各号に掲げる通勤手当」を「1か月当たりの運賃等相当額等(第38条第3号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第12条第2項第2号に定める額(第38条第2号に掲げる職員に係るものを除く。)及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第40条第2項において「1か月当たりの通勤手当基礎額」という。)が150,000円を超えるときにおける通勤手当」に、「同項」を「条例第12条第6項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改める。

第40条第1項中「第12条第4項」を「第12条第7項」に改め、同条第2項中「第12条第4項」を「第12条第7項」に改め、同項第1号中「1か月当たりの運賃等相当額(第38条第1号に掲げる職員にあつては、1か月当たりの運賃等相当額等及び条例第12条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円」を「1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円」に、「当該理由に係る交通機関等」を「当該事由に係る交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「規定による改定後に1か月当たりの運賃相当額等」を「改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額」に、「55,000円を超える」を「150,000円を超える」に、「すべての交通機関等」を「全ての交通機関等及び新幹線鉄道等」に、「定期券の運賃等」を「定期券の運賃等及び特別料金等」に改め、同項第2号中「1か月当たりの運賃等相当額等」を「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」に、「55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「150,000円を超えていた場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項

各号に掲げる事由に係る交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに市長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）」に改め、同号ア及びイを削り、同条第3項中「第12条第4項」を「第12条第7項」に改める。

第41条第1項中「第12条第5項」を「第12条第8項」に改め、同項第1号中「交通機関等」を「交通機関等又は新幹線鉄道等」に改め、同条第2項中「交通機関等」を「交通機関等又は新幹線鉄道等」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。